

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県企業局管理規程第4号

##### 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この企業管理規程は、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号。以下「条例」という。）の規定に基づき、企業局企業職員の給与の額、支払方法その他給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（住居手当の適用除外職員等）</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 国、他の地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で知事（鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）第6条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）にあっては、当該委任を受けた鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第3条の規定により設置された鳥取県企業局長又は鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）第4条の規定により設置された<u>経営企画課</u>の長。以下同じ。）が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>（4） 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この企業管理規程は、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月鳥取県条例第39号。以下「条例」という。）の規定に基づき、企業局企業職員の給与の額、支払方法その他給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（住居手当の適用除外職員等）</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 国、他の地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で知事（鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）第6条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）にあっては、当該委任を受けた鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第3条の規定により設置された鳥取県企業局長又は鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）第4条の規定により設置された<u>総務課</u>の長。以下同じ。）が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>（4） 略</p>

2～4 略

(管理職手当)

第14条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める職(知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この条において同じ。)とし、これらの職を占める職員に対する管理職手当の額は、同欄に掲げる職の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる職務の級の区分に対応する同表の第4欄に定める額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める職員は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める職(知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この項において同じ。)を占める職員とし、これらの職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、同欄に掲げる職に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 課長及び所長 8,000円

2及び3 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する初任給調整手当の月額及び特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」とい

2～4 略

(管理職手当)

第14条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表第2の左欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職(知事がこれに相当すると認める職を含む。)とし、これらの職にある職員に対する管理職手当の額は、その者の給料月額にそれぞれ同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める職員は、別表第2の左欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職(知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この項において同じ。)にある職員とし、これらの職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、同表の中欄に掲げる職に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 課長、所長及び室長 8,000円

2及び3 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する初任給調整手当の月額及び特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。))とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時

う。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に、その金額を8で除して得た額を加算した額とする。

2 略

別表第1(第3条、第4条関係)

級別職務分類表

ア 一般職員

職務の級	職務
略	
6級	課長、所長又は参事の職務
略	

イ 現業職員

職務の級	職務
1級	管理技術員の職務
2級	困難な業務を処理する管理技術員の職務
3級	現業職長の職務

別表第2(第14条、第14条の2関係)

組織	職	職務の級	管理職手当月額
本局	局長	9級	130,300円
	次長	8級	94,000円
		7級	70,800円
課長	6級	66,500円	
	略		
事務所	所長	7級	70,800円
		6級	66,500円

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

間額に、その金額を8で除して得た額を加算した額とする。

2 略

別表第1(第3条、第4条関係)

級別職務分類表

ア 一般職員

職務の級	職務
略	
6級	課長、所長、室長又は参事の職務
略	

イ 現業職員

職務の級	職務
1級	運転士、保守員又は管理技術員の職務
2級	困難な業務を処理する運転士、保守員又は管理技術員の職務

別表第2(第14条関係)

組織	職	支給割合
本局	局長	100分の25
	次長	100分の20
	課長	100分の16
	室長	100分の14
事務所	所長	100分の16